

田島公民館 展示スペース使用基準

(趣旨)

第1条 この基準は、田島公民館（以下公民館）施設を有効活用し、地域の生涯学習や地域振興を推進するために、公民館内に展示スペースを設けることを目的として、その運用を定める。

(設置場所)

第2条 展示スペースは、公民館2階及び3階のピクチャーレールが設置されている廊下壁面部とする。

(利用者)

第3条 展示スペースを使用できる者は、田島公民館登録サークル及び公的機関、地域関係団体、各種学校（幼稚園・保育園を含む）とする。

ただし、公民館から展示依頼した場合は、上記以外の者も使用できるものとする。

(使用申請)

第4条 展示スペースを使用するに当たっては、展示スペース使用申請書（以下使用申請書）を公民館窓口に提出し、公民館長の許可を得なければならない。

ただし、公的機関が使用する場合は、他の申請書等により使用申請ができるものとする。

(使用期間)

第5条 展示スペースの使用期間は、同一の物を展示した場合、展示開始から原則として1ヶ月以内とする。

ただし、他の展示等との重複が無い場合、継続して展示スペースを使用することに支障がない場合は、展示期間を更に1ヶ月延長することができる。

(使用条件)

第6条 展示スペースの使用にあたっては、展示したサークル・団体の名称を明示する。

第7条 各種法令等に反すると認められるものの展示は認めない。

第8条 展示スペースの使用にあたっては、使用した者がその責任を全て負い、公民館は展示物に関する一切の責任を負わない。

(使用中止)

第9条 公民館は、展示スペースの使用に際して、法令違反があった場合、安全の確保ができない場合、その他公民館運営上の問題が生じた場合は、直ちに展示を中止することができる。

附則

(施行期日)

1 この基準は、令和2年1月1日から施行する。